令和５年小値賀町議会定例３月会議

１、出　席　議　員　　７　名

				２	番
		松	屋	治	郎
３	番	宮	﨑	良	保
４	番	黒	﨑	政	美
５	番	末	永	一	朗
６	番	浦		英	明
７	番	今	田	光	弘
８	番	横	山	弘	藏

２、欠　席　議　員　　な　し

３、地方自治法第１２１条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	西村久之
副町長	近藤進
教育長	中村慶幸
会計管理者	前田隆利
総務課長	谷元芳久
住民課長	橋本博明
福祉事務所長	前田達也
産業振興課長	博多屋雄一郎
農業委員会事務局長	北村仁
建設課長	橋本満
建設課理事	村田祐一郎
診療所事務長	牧尾豊
教育次長	永田敬三
こども園長	植村敏彦

４、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議会事務局長	西浩康
議会事務局書記	松田智恵美

５、議事日程

別紙のとおりである。

議　事　日　程

令和５年小値賀町議会３月会議

令和５年３月１４日（火曜日）　　午後１時３０分

第　１　会議録署名議員指名　（　宮﨑良保議員　・　黒﨑政美議員　）

第　２　議案第　３　号　小値賀町個人情報の保護に関する法律施行条例（案）

第　３　議案第　４　号　小値賀町情報公開・個人情報保護審査会条例（案）

第　４　議案第　５　号　小値賀町情報公開条例の一部を改正する条例（案）

第　５　議案第２３号　令和５年度　小値賀町一般会計予算

第　６　議案第２４号　令和５年度　小値賀町渡船事業特別会計予算

第　７　議案第２５号　令和５年度　小値賀町国民健康保険事業特別会計予算

第　８　議案第２６号　令和５年度　小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算

第　９　議案第２７号　令和５年度　小値賀町介護保険事業特別会計予算

第１０　議案第２８号　令和５年度　小値賀町簡易水道事業特別会計予算

第１１　議案第２９号　令和５年度　小値賀町下水道事業特別会計予算

第１２　議案第３０号　令和５年度　小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算

第１３　発議第　１　号　小値賀町議会の個人情報の保護に関する条例（案）

午後１時30分　開　議

議長（横山弘藏）　おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、３番・宮﨑良保議員、４番・黒﨑政美議員を指名します。

日程第２、議案第３号、小値賀町個人情報の保護に関する法律施行条例（案）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。　町　長

町長（西村久之）　議案第３号、小値賀町個人情報の保護に関する法律施行条例（案）について説明いたします

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の規定により改正された、個人情報の保護に関する法律の施行に伴い、所要の事項を規定するため、小値賀町個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

なお、詳細な説明につきましては、担当が申し上げます。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏）　総 務 課 長

総務課長（谷元芳久）　それでは、担当より説明いたします。

第１条は、趣旨で、個人情報保護法の施行に関し、必要な事項を定める旨を規定しています。

第２条は、定義で、個人情報保護法の適用について、町長部局、教育委員会等を町の機関として規定しています。また、この条例で使用する用語は、個人情報保護法及びその施行令で使用する用語の例によることとしております。

第３条は、開示請求に係る手数料等について明記しており、開示請求に係る手数料は無料とし、写しの交付、送付等につきましては、実費相当額を負担することとしております。

第４条は、小値賀町情報公開・個人情報保護審査会への諮問について、審査会に諮問できるものについて明記しております。

附則の第１条で、施行期日を令和５年４月１日から施行するとしております。

第２条で、小値賀町個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に伴い、小

値賀町個人情報保護条例及び小値賀町特定個人情報保護条例の廃止について明記しております。

第３条は、今回の条例の制定により小値賀町個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置を明記しております。

第４条も、第３条と同様に、小値賀町特定個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置について明記しております。

第５条及び第６条は、今回の条例制定に伴い、小値賀町の公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の一部改正と、経過措置について明記しております。

第７条も、第５条と同様に今回の条例に制定に伴い、小値賀町債権管理条例の条文の一部を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（横山弘藏）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第３号、小値賀町個人情報の保護に関する法律施行条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　異議なしと認めます。

したがって、議案第３号、小値賀町個人情報の保護に関する法律施行条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第３、議案第４号、小値賀町情報公開・個人情報保護審査会条例（案）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。　　町　　長

町長（西村久之）　議案第４号、小値賀町情報公開・個人情報保護審査会条例（案）について説明いたします

小値賀町情報公開条例に規定する小値賀町情報公開審査会と、小値賀町個人情報保護条例に規定する小値賀町個人情報保護審査会を統合した、小値賀町情報公開・個人情報保護審査会を設置するため、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

なお、詳細な説明につきましては、担当が申し上げます。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏）　総　務　課　長

総務課長（谷元芳久）　それでは、担当より説明いたします。

第１条は、小値賀町情報公開・個人情報保護審査会条例の趣旨について明記しております。

第２条は、情報公開・個人情報保護制度の適正な取り扱いのため、審査会を設置する旨を明記しております。

第３条は、定義で、条例中に掲げる用語の意義を各号に定めるものとしております。

第４条は、所掌事項で、審査会が調査審議する事項を明記しております。

第５条は、組織で、委員の数を５人としております。

第６条は、委員で、委員の選任・委嘱及び任期等について明記しております。

第７条は、会長について、選任方法と職務当について明記しております。

第８条は、審査会の調査審議について明記しております。

第９条は、審査会の調査権限について明記しております。

第 10 条は、意見の陳述で、審査請求人等からの申し出の際の意見陳述について明記しております。

第 11 条は、審査請求人等の意見書等の提出について明記しております。

第 12 条は、審査会に提出された、提出資料の写しの送付等について明記しております。

第 13 条は、審査会の審査請求に係る調査審議手続きの非公開について明記しております。

第 14 条は、審査会が、審査請求に係る諮問で答申をした場合の答申書の送付等について明記しております。

第 15 条は、審査請求に係る調査審議以外の調査審議について明記しております。

第 16 条は、委任で、条例のほか必要な事項については、規則で定めるとして

おります。
　第17条は、罰則で、情報漏洩した者についての罰則について明記しております。
　附則、第１条で、この条例は、令和５年４月１日より施行するとし、附則第２条第１項の規定は、公布の日から施行するとしております。
　同じく、第２条は、委員の委嘱に関する準備行為について、この条例の施行日前においても、審査会の委員を委嘱することができる等を明記しております。
　同じく、第３条は、旧情報公開審査会の廃止に伴う経過措置について明記しております。
　同じく、第４条は、旧個人情報保護審査会の廃止に伴う経過措置について明記しております。
　以上で、説明を終わります。
議長（横山弘藏）　これで提案理由の説明を終わります。
　これから質疑を行います。
　質疑はありませんか。
　質疑ありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　質疑なしと認めます。
　これで質疑を終わります。
　これから討論を行います。
　討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　討論なしと認めます。
　これで討論を終わります。

　これから、議案第４号、小値賀町情報公開・個人情報保護審査会条例（案）を採決します。
　お諮りします。
　本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　異議なしと認めます。
　したがって、議案第４号、小値賀町情報公開・個人情報保護審査会条例（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第４、議案第５号、小値賀町情報公開条例の一部を改正する条例（案）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。　　町　　長

町長（西村久之）　議案第５号、小値賀町情報公開条例の一部を改正する条例（案）について説明いたします

小値賀町個人情報の保護に関する法施行条例の施行に伴い、公文書の不開示情報など、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

第２条第１号中は、記録媒体について、上位法の改正により、磁気テープから電磁的記録へ条文を改めるものでございます。

第６条は、公開しないことができる公文書について、上位法の改正に基づき、各号のとおり条文を改めるものでございます。

第 13 条第２項は、審査請求の諮問機関である小値賀町情報公開審査会を今回新たに設置する、小値賀町情報公開・個人情報保護審査会に改めるものです。

第 14 条情報公開審査会は、新たに小値賀町情報公開・個人情報保護審査会を設置するため削除するものでございます。

附則、第１号で、この条例は令和５年４月１日から施行するとしております。

第２号で、規定の適用区分を明記しております。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（横山弘藏）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第５号、小値賀町情報公開条例の一部を改正する条例（案）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　異議なしと認めます。
　したがって、議案第５号、小値賀町情報公開条例の一部を改正する条例（案）は、原案のとおり可決されました。

議長（横山弘藏）　ここで議長を今田副議長と交代します。
　しばらく休憩します。

―　休憩　　午後　　1　時　42　分　―
―　再開　　午後　　1　時　43　分　―

副議長（今田光弘）　再開します。
　お諮りします。
　日程第５、議案第 23 号から、日程第 12、議案第 30 号までの令和５年度小値賀町各会計予算については、予算特別委員会を設置して付託しておりましたので、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
副議長（今田光弘）　はい。異議なしと認めます。
　したがいまして、日程第５、議案第 23 号から、日程第 12、議案第 30 号までの令和５年度小値賀町各会計予算については、一括議題といたします。
　日程第５、議案第 23 号、令和５年度小値賀町一般会計予算から、日程第 12、議案第 30 号、令和５年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算までは、予算特別委員会に付託していましたので、委員長の報告を求めます。
副議長（今田光弘）　横山予算特別委員会委員長
　休憩します。

―　休憩　　午後　　1　時　45　分　―
―　再開　　午前　　1　時　45　分　―

副議長（今田光弘）　再開します。
委員長（横山弘藏）　予算特別委員会審査報告。
　予算特別委員会に付託された事件について、審査の結果を会議規則第 41 条の規定により報告します。
　１、委員会を開いた年月日及び場所
　２、出席した委員の氏名
　３、欠席した委員の氏名
　４、出席した委員外議員の氏名

５、説明のために出席した者
６、職務のために出席した者
につきましては、報告書に記載のとおりです。
７、付託を受けた事件の件名及び、８、会議に付した事件の件名は、
議案第 23 号、令和５年度小値賀町一般会計予算
議案第 24 号、令和５年度小値賀町渡船事業特別会計予算
議案第 25 号、令和５年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算
議案第 26 号、令和５年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第 27 号、令和５年度小値賀町介護保険事業特別会計予算
議案第 28 号、令和５年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算
議案第 29 号、令和５年度小値賀町下水道事業特別会計予算
議案第 30 号、令和５年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算
についてであります。
審議の経過及び結果を申し上げます。
本特別委員会は３月９日、10 日の２日間委員会を開き、各議案について質疑を重ねました。質疑の主なものは、お手元の報告書に記載のとおりです。
慎重に審議した結果、議案第 23 号の一般会計予算、議案第 24 号から議案第 30 号までの特別会計予算７件について、賛成多数で、全議案いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。２日間予算特別委員会を開きましたが、委員の姿勢、説明する執行部の姿勢も真剣で真摯に質疑応答がなされました。
討論では、令和５年度も多くの補助や支援を予算化しているが、惰性で予算計上しているのではないかと思われる事業もあるように感じた。しっかり精査した上で、慎重に予算計上することを求めたいという意見。町内各所に危険箇所が多く見受けられる。たとえそれが、国や県が管理する場所、部分であったとしても、重大事故が起きる前に対策を講じる必要があり、その意識を持って努めていただきたいという意見。事件減少対策を柱に持ってきたことは評価できるが、現状の小値賀を見つめた予算のあり方も検討していただきたいという意見。骨格予算といってもそれ相当の高額予算となっているが、個別施設計画、公共施設計画で、改修・更新工事が待ったなしに来ているため、致し方ないところだといった意見。実質公債費比率も年々高くなると、起債の借り入れもできなくなる。今後の財政運営には更に注視していかなければという意見が出ました。
また、国民健康保険診療所特別会計の、医師住宅の建設に関わる予算については理解できない。その部分を除いた予算を編成し直していただきたいという意見も出されました。
事業の実施にあたっては、事業の必要性、有効性、費用対効果などの総合的

な検討を行い、その目的を達成するために限られた財源を有効に活用していただきたいと思います。

今後、小値賀町の人口問題の解決、定住促進、子どもの教育や子育て支援、後継者対策、産業振興に重点を置いて編成された令和５年度予算が、真に住民の暮らし中で活かされ、効率的に執行され、大きな効果が上げられるよう期待するものであります。

以上で、予算特別委員会審査結果報告を終わります。

副議長（今田光弘）　これで報告を終わります。

お諮りします。

只今の予算特別委員会委員長の報告に対する質疑を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（今田光弘）　はい。異議なしと認めます。

これから、議案第 23 号、令和５年度小値賀町一般会計予算についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

反対者ございませんか。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

副議長（今田光弘）　反対討論なしと認めます。

次に原案に賛成者の発言を許します。　宮﨑良保議員

３番（宮﨑良保）　私は、平成５年度一般会計予算案に賛成の立場で討論をいたします。

予算総額 39 億 1,000 円は令和４年度の 39 億 8,300 万円と比べて 8,200 万円減少となっております。

このことは、令和５年度予算案は骨格予算であり減少する額が少ないように感じられますが、議案説明によると政策予算は計上していないということで、事業の計画は網羅しているということでありました。

歳入で、県支出金が 8,785 万 4,000 円、繰入金が１億 2,884 万 5,000 円の大幅減額が突出しております。

歳出では、衛生費の２億 7,433 万 3,000 円　商工費 5,977 万円　教育費 7,029 万 5,000 円が減額され、総務費が２億 1,107 万 8,000 円と大幅に増額をされております。

町長が示した福祉の向上、農漁業の振興、住宅の整備、子ども支援等を考慮した場合、福祉関係や子ども支援に対する予算計上は見受けられましたものの、農漁業に対する農林水産費が減額になっているのが気にかかりました。

しかし、令和５年度の予算全般については、町民の安心安全な町作りに必要な予算は計上されております。

今後については、政策予算の補正おいて、住宅確保などに配慮することに期待をするところではありますが、年々町債が増えつつあり、将来に負担額が増えることが考えられますので、今後十分に配慮してほしいと思います。

住民の行政に対する期待は益々増え続ける中で、予算配分について町長はじめ関係職員の努力には敬意を表します。

今後とも、更に努力されることを期待して賛成討論といたします。

副議長（今田光弘）　はい。ほかに討論ありませんか。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

副議長（今田光弘）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 23 号、令和５年度小値賀町一般会計予算を採決いたします。

この表決は起立によって行います。

委員長報告は原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

副議長（今田光弘）　はい。起立全員です。

したがいまして、議案第 23 号、令和５年度小値賀町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

副議長（今田光弘）　次に議案第 24 号、令和５年度小値賀町渡船事業特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

副議長（今田光弘）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 24 号、令和５年度小値賀町渡船事業特別会計予算を採決します。

この表決は起立によって行います。

委員長報告は原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

副議長（今田光弘）　起立全員です。

したがいまして、議案第24号、令和５年度小値賀町渡船事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

副議長（今田光弘）　次に議案第25号、令和５年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算についての討論を行います。
討論はありませんか。
討論ありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
副議長（今田光弘）　はい。討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第25号、令和５年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。
この表決は起立によって行います。
委員長報告は原案可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）
副議長（今田光弘）　起立全員です。
したがいまして、議案第25号、令和５年度小値賀町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

副議長（今田光弘）　次に議案第26号、令和５年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算についての討論を行います。
討論はありませんか。
討論ありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
副議長（今田光弘）　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから、議案第26号、令和５年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計予算を採決します。
この表決は起立によって行います。
委員長報告は原案可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）
副議長（今田光弘）　起立全員です。
したがいまして、議案第26号、令和５年度小値賀町後期高齢者医療事業特別

会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

副議長（今田光弘）　次に議案第 27 号、令和５年度小値賀町介護保険事業特別会計予算についての討論を行います。
　討論はありませんか。
　討論ありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
副議長（今田光弘）　討論なしと認めます。
　これで討論を終わります。
　これから、議案第 27 号、令和５年度小値賀町介護保険事業特別会計予算を採決します。
　この表決は起立によって行います。
　委員長報告は原案可決です。
　委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）
副議長（今田光弘）　起立全員です。
　したがいまして、議案第 27 号、令和５年度小値賀町介護保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

副議長（今田光弘）　次に議案第 28 号、令和５年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算についての討論を行います。
　討論はありませんか。
　討論ありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
副議長（今田光弘）　討論なしと認めます。
　これで討論を終わります。

　これから、議案第 28 号、令和５年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算を採決します。
　この表決は起立によって行います。
　委員長報告は原案可決です。
　委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）
副議長（今田光弘）　起立全員です。
　したがいまして、議案第 28 号、令和５年度小値賀町簡易水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

副議長（今田光弘）　次に議案第 29 号、令和５年度小値賀町下水道事業特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

副議長（今田光弘）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 29 号、令和５年度小値賀町下水道事業特別会計予算を採決します。

この表決は起立によって行います。

委員長報告は原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

副議長（今田光弘）　起立全員です。

したがいまして、議案第 29 号、令和５年度小値賀町下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

副議長（今田光弘）　次に議案第 30 号、令和５年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

副議長（今田光弘）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 30 号、令和５年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算を採決します。

この表決は起立によって行います。

委員長報告は原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

副議長（今田光弘）　起立全員です。

したがいまして、議案第 30 号、令和５年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

副議長（今田光弘）　ここで議長を交代いたします。
　しばらく休憩します。

―　休憩　　午後　　２　時　00　分　―
―　再開　　午後　　２　時　00　分　―

議長（横山弘藏）　再開します。

日程第 13、発議第１号、小値賀町議会の個人情報の保護に関する条例（案）を議題とします。
　本案について提案理由の説明を求めます。　　今田光弘議員
７番（今田光弘）　日程第 13、発議第１号、小値賀町議会の個人情報の保護に関する条例（案）の提案理由を説明いたします。
　個人情報の保護に関する法律、以下、個人情報保護法といいますが、それの改正に伴い、令和５年４月１日から地方公共団体の執行機関に直接適用される個人情報保護法の規定が地方議会は原則として適用対象外とされていることから、議会における個人情報の取り扱いについてこの条例を制定するものです。
　従来、個人情報取扱事業者や国の行政機関、地方公共団体などに係る個人情報の保護につきましては、それぞれ別の法令に定められていましたが、これらが個人情報保護法に統合され、国の機関である個人情報保護委員会がこの法律を統一的に解釈、運用することになります。しかしながら、地方公共団体の執行機関に直接適用される個人情報保護法の規定は、地方議会には原則として適用対象外となるため、改正個人情報保護法、以下、改正法といいますが、その第５条、「地方公共団体は法律の趣旨に則り、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。」に基づいて、改正法が直接適用される執行機関側と適用されない議会側の保有する個人情報の開示や訂正などの手続きや、個人情報の取り扱いに違いが生じないよう、改正法、第５章の行政機関等の義務等の各条の規定に適用させた条例を制定することが必要となりました。なお、この条例案では、内容的に次の２つの点が大きなポイントになります。まず１つ目は、個人情報の対象としては、基本的には議会事務局が保有する個人情報を想定し、各議員が取得する個人情報は対象としないこと。２つ目としまして、機関として負うべき義務を課す場合は議会、個人情報の開示や訂正など、具体的な手続きや処分等を行う場合の権限行使の主体としては議長とすること。その２つです。
　それでは、条例案の内容をご説明いたします。

まず第１ページの第１章、第１条から第３条までは、総則として条例の目的、定義、議会の責務について定めます。

次に４ページ、第２章、第４条から第16条では、議会における個人情報の保有の制限、利用目的の明示、従事者の義務、利用及び提供の制限についてなど、個人情報等の取り扱いについて定めています。

９ページ、第３章では、議会が保有している特定の個人情報等を容易に検索できるよう、体系的に構成した個人情報ファイルの内容を記載した帳簿のうち、一定の内容、記簿等を有するものを、個人情報ファイル簿として作成、公表することなどについて定めています。

10ページ、第４章、第18条から46条では、自己を本人とする個人情報の開示、訂正及び利用停止等の権利、手続きなどについて定めます。

第21ページ、第５章では、雑則として未整理の保有個人情報に関する適用除外、開示請求等をしようとする者への情報提供、苦情処理、審査会、施行状況の公表などについて定めます。

最後に第６章として、職員、委託事務に従事する者又は派遣労働者、これは従事していた者も含みますが、正当な理由なく個人情報ファイルを提供した場合、これらの者が不正な利益を図る目的で提供、又は盗用した場合などの罰則を定めています。

なお、この罰則を盛り込む条例を制定する場合には、事前に地方検察庁との協議を行うことが慣例となっており、この協議も既に済ませております。

以上で、小値賀町議会の個人情報の保護に関する条例（案）についての提案理由と条例案の内容を説明いたしました。

各議員におかれましては、熟読精査の上、適正に判断していただきますようお願い申し上げます。

議長（横山弘藏）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず本案に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（横山弘藏）　反対討論なしと認めます。

次に本案に賛成者の発言を許します。
賛成討論ありませんか。
（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　これで討論を終わります。

これから、発議第１号、小値賀町議会の個人情報の保護に関する条例（案）を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（横山弘藏）　異議なしと認めます。
したがって、発議第１号、小値賀町議会の個人情報の保護に関する条例（案）は、原案のとおり決定されました。

以上で、本定例３月会議に附議された案件の審議は全部終了しました。
これにて、令和５年小値賀町議会定例３月会議を終了します。
どうもご苦労様でした。

―　午後　　２　時　06　分　　散会　―